

## 令和5年度 動画広告マッチング事業委託業務仕様書

### 1 業務名

令和5年度 動画広告マッチング事業委託業務

### 2 事業の背景と目的

札幌市では令和4年度に策定した「第2期札幌市映像活用推進プラン」の中で、「映像の力を活用して「市民が誇りを持って暮らす魅力あふれる都市」さっぽろの実現を目指します」といった基本理念を掲げ、映像を広告などの企業活動に取り入れる側（使い手）と映像の制作及び発信の事業に係る側（作り手）との間で映像制作が行われることが必要であると言及している。

本事業は、使い手と作り手の間で行われる映像制作の受発注を活性化させるため、セミナーやマッチングイベントを開催することで、使い手にマーケティングやブランディングの方法として、映像を活用するきっかけを提供するものである。また、作り手には多様なクライアントニーズに対応し、より訴求力の高い映像を制作するためのヒアリング力、企画力などを磨く機会を提供するものである。

このように、本事業を通じて使い手にマーケティングやブランディングを図る手法として映像の活用を促すことで、市内の映像制作に対する需要の拡大につなげ、制作機会の拡大が作り手のスキルを向上させ、さらに魅力的な映像を産み出すものとなる。

これら好循環を生み出すことが、本事業の目的であり、セミナー等とマッチングイベントを通して、作り手と使い手両者が一体となって、より多くの訴求力が高い映像制作ができるよう支援するため、本事業を遂行するものである。

### 3 用語の定義

#### (1) 使い手

製造・小売・飲食・観光業など、映像を広告などの企業活動に取り入れる側。なお、本事業においては道内に本支店を有する企業を指す。

#### (2) 作り手

個人、企業などの形態を問わず映像の制作及び発信に係る事業を行うもので、札幌市内の事業者及び個人のことを指す。

#### (3) アドバイザー

作り手に対して、マッチングイベントに向けて、専門知識と経験に基づくヒアリングを行い、作り手が気づいていない自社の強みやアピールポイントを洗い出し、使い手への効果的なアプローチへつなげる。また、作り手に対して多様なクライアントニーズに対応できるよう、ヒアリング力、企画力などを磨くようにアドバイスできる者。

## 4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

## 5 業務内容

本事業を確実かつ円滑に遂行するため、本事業全般の企画・運営、セミナー等の実施や広報物等のコンテンツ制作、使い手と作り手への周知と事業参加への働きかけを行うこと。

また、本事業の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な作業計画を立案すること。本事業における運営事業者に求める業務は次のとおりである。

なお、業務の内容は現時点の予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と協議し調整するものとする。

### (1) 本事業のブランディング・告知ツールの制作及び企画進行管理

#### ア 実施時期

契約締結日以降随時

#### イ 実施内容

(ア) 本事業の目的と内容が対象者に効果的に伝わるようなブランディングを行うこと及び告知ツールを制作すること。

(イ) 特設ランディングページ（以下「LP」という。）の制作、及び当財団 HP のトップ画面用バナー（883px×450px）制作を盛り込むこととする。

URL <https://www.screensapporo.jp>

(ウ) 事業の目的を達成するために事業全体の企画進行を行うとともに、各イベントにおいて全体の取り仕切りと運営を行う。（主なイベント：事業の募集、告知案内、セミナー、作り手のヒアリング、マッチングイベント開催、マッチング後のフォローアップ等）

(エ) 本事業に関する各イベントへの申込フォームは、受託者が作成し管理する。

(オ) 本事業に関する各イベントの参加募集及び実施の時期については、委託者と協議のうえ確定する。

(カ) 本事業に係る企業情報・個人情報を受託者が管理、運営する。

(キ) その他、本事業のブランディング及び告知等に関することについては委託者と協議のうえ確定する。

### (2) 募集と告知

ア 「使い手」と「作り手」それぞれのターゲットに向けて複数の WEB 広告媒体を活用し、より多くの対象者に周知できるように広範囲をカバーできる告知・募集を行うこと。

イ WEB 広告掲載中は都度効果測定・分析を行い、ユーザーアクションの最大化を図るよ

う運用すること。

- ウ 上記手法に加えて連動セミナー参加者への声かけや、個別訪問、電話でのアポイント、他イベント参加、DM 発送など、必要に応じて実施すること。

### (3) マッチングイベント連動セミナーの企画及び運営

#### ア 実施時期

契約締結日よりマッチングイベントの当日まで

#### イ 実施内容

使い手と作り手双方に対し、映像・コンテンツ活用の浸透・普及を促進することを目的とした以下のセミナーを開催すること。なお、セミナーの実施時期、会場、内容及び講師選定の提案を行うこと。

- (ア) マッチングイベント連動セミナーの企画とは、セミナーやトークイベント、交流会、勉強会、対談イベントなど事業目的を達成する確度を高めるためのもの。なお、使い手と作り手に向けたセミナー等を行う目的を次に示す。

##### ・使い手に向けたセミナーの目的

使い手となる事業者がマーケティングやブランディングの手法として、映像をはじめ、デザインやCGなど広くクリエイティブを経営に活用するきっかけを提供することを目的とする。

##### ・作り手に向けたセミナーの目的

作り手が、多様なクライアントニーズに対応し、より訴求力の高い映像を制作するためのヒアリング力、企画力などを磨く機会となること。

- (イ) セミナーは、マッチングイベントの周知や参加への呼びかけに効果的な時期に開催すること。

- (ウ) セミナーの回数は全8回とし、4日間二部制で開催すること。8回うちの2回はマッチングイベント当日に、同時開催すること。割合として、作り手向けのセミナーは3回、使い手向けのセミナーは5回とする。

- (エ) セミナーの実施時期、内容及び講師については、委託者と協議のうえ確定すること。

- (オ) セミナーのテーマや内容は、以下のワードを参考とし、使い手、作り手に対して興味関心を引き出す内容とすること。

- ・商品・サービスのブランディングの始め方
- ・ブランディングにおけるディレクションスキル
- ・企業価値を高める映像をはじめ、デザインやCG等広くクリエイティブを経営に活用できる事例
- ・これからの世代を生き抜く企業とクリエイティブ企業の関係性や可能性（世の中のトレンド情報等を含む）

- (カ)セミナーへの参加費は無料とする。
- (キ)告知方法はできる限り多くの参加者が見込めるよう、工夫を凝らすこと。
- (ク)セミナーへの参加は事前オンライン受付による参加とする。
- (ケ)参加者情報の収集と管理は受託者が行うこと。

(4) アドバイザーの設置及びヒアリングの実施

ア 実施時期

契約締結日より2月末まで

- イ 実施内容
- ①マッチングイベントの前に、作り手（10社以上）へのヒアリングを行い、作り手の強みや得意分野、提供できるサービス等を聞きとる。作り手が気づいていない自社の強みやアピールポイントを洗い出し、使い手への効果的なアプローチへつなげる。アドバイザーについては、映像・コンテンツの活用支援についてのコンサルティング実績があり、専門的知識（映像・コンテンツ）を有している人材を2人以上設置すること。
  - ②アドバイザーは、事前ヒアリングした作り手の情報をまとめて一覧を作成すること。作り手一覧は、イベント告知用にLPページを更新することとマッチングイベント当日に参加者への配布資料として使用する。

・作り手へのヒアリング業務の流れ

作り手がマッチングイベント申込	オンラインフォームより申込情報を受付ける。
日程調整	申し込んだ作り手・アドバイザー双方の日程を調整する
ヒアリング実施	アドバイザーが作り手企業へヒアリングを行う。
ヒアリングシート・一覧の作成	アドバイザーがヒアリング内容をまとめ、ヒアリングシート及び出展者詳細一覧を作成する。
マッチングイベントの準備	マッチングイベントに向けて、出展者（作り手）の概要一覧を作成し、告知用LPページを更新及びイベント資料として提供する。
マッチングイベント当日	マッチングイベントにて、マッチング案内所を設置し、アドバイザーが常駐し、マッチングを促進するため、来場者の使い手を作り手と引き合わせる。

- (ア)ヒアリングシートの項目は、委託者と協議のうえ確定し、受託者が作成する。
- (イ)ヒアリングの回数は、原則1企業につき1回とし、受託者がアドバイザーと対象者の日程調整や場所の設定を行う。なお、ヒアリング会場として、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を使用することが可能である。
- (ウ) アドバイザーは、マッチングイベントに出展を予定している作り手の強みや提供できるサービスをヒアリングすること。作り手は最低10社以上。
- (エ)本業務は複数のヒアリングが同時進行することが想定されるため、受託者は委託者に対して定期的な進捗報告の場を設け、報告と意見交換を行うこと。
- (オ)アドバイザーの謝礼は委託費に含めることとする。

#### (5) マッチングイベントの企画と運営

- ア 実施期間：契約期間中で1日を設定、冬時期を想定
- イ 実施内容：使い手と作り手の間で、映像・コンテンツのクリエイティブ活用を生み出すためのコミュニケーションの場として以下のビジネスマッチングイベントを企画し、実施すること。
  - ウ 開催場所：イベント内容を踏まえ、最適な場所を提案すること。
    - (ア)マッチングイベントは、オープンな展示会形式で開催すること。ただし、コミュニケーションを生み出す場としてふさわしい雰囲気となるような会場の装飾について提案すること。
    - (イ)出展者（作り手）は、自社のサービスを使い手にPRする場として、1社1スペースを設けること。
    - (ウ)それぞれのスペースには、次のものを最低限設置すること。会場やスペースのレイアウトについて提案すること。
      - ・モニター（40インチ以上）×1
      - ・テーブル×1
      - ・椅子×4
      - ・間仕切り用のパーティション
    - (エ)出展する作り手は、10社以上とする。
    - (オ)マッチングイベントはオープン形式で、使い手と作り手が自由にマッチング機会を得られる時間とし、当日マッチングイベントに興味がある企業や一般の来場者が自由にイベントに参加できることとする。なお、事前に出展する作り手の情報をLPページ上で告知すること。他の告知の方法について提案すること。
    - (カ)イベント会場内では、マッチング案内所を設置すること。アドバイザーが常駐し、作り手が使い手への効果的なアプローチへつなげる方法を提案すること。
    - (キ)マッチングイベントの会場では、使い手企業の集客も見込めるゲストや講師を呼

び、使い手向けのセミナー2つを併催することとする。

(ク) イベント会場は出展者と参加者を含め、最低100名が参加できる規模とする。イベント会場の調整、確保、スタッフによる運営（受付、進行、誘導など）、ブース会場造作などを提案すること。

(ケ) マッチングイベントへの参加料は無料とする。

(コ) アンケート等により、来場した使い手の業態・ニーズ等を把握すること。

## (6) フォローアップ

### ア 実施時期

マッチングイベント後～令和6年2月末

### イ 実施内容

マッチングイベントに参加した作り手に、事業終了後の動きについてヒアリングを行う。出展者（作り手）からの相談がある場合は、その内容を聞き取り、必要に応じて紹介や繋ぐなどのフォローアップを行う（例：ビジネス相談、契約の相談、財団の補助金申請へのチャレンジなど）。なお、フォローアップ期間中に、アドバイザーによるヒアリングが発生する場合は、アドバイザーへ対応してもらうことができる。その場合は、アドバイザーへの謝礼は委託費に含めることとする。

## (7) 独自提案

受託者独自に事業効果を高めるための有効な手法（他イベントとの連動やネットワークの活用等）があれば、積極的に提案すること。

## 6 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書（A4版）2部及び実施報告書を保存したデータ一式をUSBにて提出すること。実施報告書は、マッチングイベントの編集済1分程の記録動画、各イベント事に10枚以上の写真、事業の概要がわかるよう、仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、効果分析、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和6年3月15日（金）

## 7 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。

## 8 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

## 9 その他特記事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (3) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

### (4) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

### (5) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

### (6) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作人権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著

作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 10 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター内  
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：李、芳賀  
電話：011-817-5711 E-mail: info@creative-sapporo.jp